

令和3年度

定例監査結果報告書

令和3年11月22日

もとす広域連合監査委員

# 定例監査結果報告書

## 【監査の基準】

もとす広域連合監査基準（令和2年もとす広域連合監査委員告示第1号）

## 【監査等の種類】

地方自治法第199条第1項及び第4項による定例監査

## 【監査等の対象】

もとす広域連合本庁及び現地機関における令和3年4月1日から令和3年9月末日までの財務に関する事務等。

## 【監査等の着眼点（評価項目）】

- ① 資料等の記載内容に係る事務手続が関係法令に準拠し、適正に行われているか
- ② 帳簿等の計数は、正確であるか
- ③ 組織及び運営の合理化に努めているか
- ④ 財産の管理は適正か
- ⑤ 予算が適正かつ効率的に執行されているか

## 【監査等の実施内容】

実施日時 : 令和3年10月18日（月）午前9時20分から午前11時15分

実施場所 : もとす広域連合会議室

監査委員 : 折戸 俊行

監査対象 : ①総務課  
②介護保険課  
③老人福祉施設大和園  
④療育医療施設  
⑤衛生施設

監査内容 : もとす広域連合長から提出された各課及び現地機関における定例監査資料について、各所属長より説明を求め、監査等の着眼点（評価項目）に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した。また、例月実施した出納検査の結果をふまえ、関係職員の説明を聴取するとともに、事務が法令に適合しているか慎重に監査した。

## 【監査等の結果】

### ① 総務課

- ・障がい者の雇用状況について、障害者活躍推進計画に基づき、法定雇用率が前年を下回らないように必要に応じて職員採用を行っているとのことだが、今後も障がい者の雇用促進について、民間企業のお手本になるように努められたい。

### ② 介護保険課

- ・介護保険料の収納対策について、普通徴収となる被保険者の口座振替手続きを推進することや、組織市町担当課長に滞納者一覧表を提示するなど、積極的に取り組んでいるとのことだが、今後も引き続き適正かつ公平な徴収事務に努められたい。

### ③ 老人福祉施設大和園

- ・施設の個人利用料について、現年度分や昨年度分については、おおむね適切に滞納整理されている。過年度分については、滞納が一部見受けられるが、職員の請求事務に係る労力や手間賃なども考慮し、内容を精査し、適切に滞納整理をするよう検討されたい。

### ④ 療育医療施設

- ・職員の精神的負担の軽減とトラブル防止のため、今年度に新しく通話録音装置を導入したことについて、成果を客観的に検証し、今後に生かすことができるよう活用されたい。

### ⑤ 衛生施設

- ・特に指摘事項無し。

## 【監査結果に関する総括的な意見】

監査に付された一般会計、特別会計の定例監査資料の記載内容に係る事務手続が法令に準拠し、適正に行われており、帳簿等の計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われ、財産についても適正に管理されているものと認められた。今後も、瑞穂市、本巢市及び北方町の住民サービス充実のため、さらに万全の体制づくりに努めるとともに、健全な財政運営を図りつつ、最少の経費をもって最大の効果を挙げるべく格段の配慮を望むものである。